

# 罹災証明書の交付申請について

防災管理室 内線2115

災害により被害を受けた家屋等の修繕に各種保険制度等を利用する際には、公的機関が発行する罹災証明書が必要な場合があります。市では「五所川原市小規模災害時等における罹災証明書交付事務取扱要綱」を制定し、罹災証明書交付申請の手続きに関する事項等について定めています。交付申請に係る注意点等は以下のとおりです（災害対策本部を設置した場合等は別の基準によって証明書を交付します）。

交付申請できる人	申請から罹災証明書交付までの流れ
被害を受けた家屋等の ①所有者 ②居住者および同一世帯人 ③使用者 ④①～③から委任された代理人  ＊ただし、④の場合は交付申請時に委任状の提出が必要です。  ＊金木総合支所、市浦総合支所では申請書の受付のみ行い、申請内容の審査は本庁総務課防災管理室が行います。	①交付申請（受付窓口：本庁総務課防災管理室、金木総合支所庶務係、市浦総合支所庶務係） <b>必要書類</b> ：罹災証明願（様式第1号）、被害の状況を確認できる写真等、申請者の本人確認をできるもの（運転免許証等）、委任状（様式第5号） ＊代理人による申請の場合のみ。 ↓ ②申請内容の審査（7日以内を目安） ＊被害判定のために実地調査を行う場合があります。 ↓ ③罹災証明書（様式第2号）の交付 ・罹災証明書を交付する場合は、手数料として1部につき300円の納付をお願いします。 ・申請内容を審査し、罹災証明書を交付しないこととした場合には、罹災証明書不交付決定書（様式第3号）で通知します（この場合は、申請者の費用負担は生じません）。 ・罹災証明書を交付しないこととした場合で、申請者が希望する場合は、罹災届出証明書（様式第4号）を交付します（この場合は、申請者の費用負担は生じません）。

**特に注意する事項**（＊被害状況を確認できない場合は、証明書を交付できない可能性があります。）

被害の原因となる災害の種別ごとに交付申請できる期限がありますので、ご注意ください。

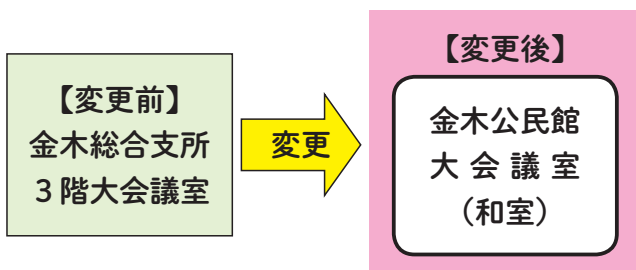
- ・豪雪等の雪害による被害の場合…被害を確認した日から6カ月以内
- ・その他の被害の場合…被害が発生した日から3カ月以内

**申請漏れにご注意ください**…その他の被害で、令和元年12月31日までに被害が発生したものについて罹災証明書の交付を希望する場合は、**3月31日(火)**までに申請するようにお願いします。

＊期限を過ぎると、罹災証明書の交付を受けられなくなります。

## 市民税・県民税の申告相談会場が一部変更になります

金木総合支所で申告していた方は、会場が金木公民館へ変更となりますので、申告会場においでの際はご注意ください。



会場が変更となる地区の皆さんにはご不便をおかけしますが、申告相談を円滑に行うためにもご理解とご協力をお願いします。

なお、令和2年度（令和元年分）市民税・県民税申告相談の会場および日程の詳細については、広報ごしよがわら1月号でお知らせしています。

問…税務課 内線2253

## 軽自動車税の変更手続きはお早めに

軽自動車やバイクなどに課税される軽自動車税は、4月1日現在の所有者の方に課税されます。

所有者の死亡、転出、車両の名義を変更したとき、または処分、紛失したときなどは届出が必要になります。届出のない場合は、引き続き軽自動車税が課税されます。各車種の手続き場所は次のとおりです。手続きに必要なものについては、各手続き場所へ直接お問い合わせください。

**手続き場所**

▷原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車  
税務課、金木・市浦各総合支所総合窓口係

▷軽三輪・軽四輪

軽自動車検査協会 青森事務所

青森市浜田字豊田129-2 TEL050-3816-1831

▷軽二輪（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）

国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局

青森市浜田字豊田139-13 TEL050-5540-2008

問…税務課 内線2260